

三次市教育委員会告示第 号

三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年 月 日

三次市教育委員会委員長 前 田 茂

三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約の一部を改正する告示

三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約（平成16年三次市教育委員会告示第40号）の一部を次のように改正する。

第11条中「,教育委員会学校教育室」を「,教育委員会学校教育課」に改める。

附 則

この告示は,平成20年8月1日から施行する。